

山梨県公報

第二千二十三号

平成二十二年

三月四日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定（二件）	一三七
道路の区域変更（二件）	一三八
道路の供用開始（二件）	一三八
特定非営利活動法人の設立の認証申請	一三九
土地区画整理組合の設立認可	一三九
人事委員会	一三九
通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	一三九

告示

山梨県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年三月四日

山梨県知事

横内正明

- 保安林の所在場所
 葎崎市岩下字前田一三二八の一
- 指定の目的
 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び葎崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十二年三月四日

山梨県知事

横内正明

- 保安林の所在場所
 南巨摩郡身延町八坂字大八坂二八七、二八九
- 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字大八坂二八七・二八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十二年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 戸沢谷村線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
都留市玉川字佐野下七〇四番の三地先から 都留市玉川字前河原六一番の二地先まで	五・六 二〇・三	九・八 二二・〇	五三四・〇	五三四・〇

山梨県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十二年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道

- 二 路線名 中下条甲府線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市宝一丁目五五番の二地先から 甲府市宝一丁目五九番地先まで	一一・五 一一・〇	一二・五 一四・〇	四二・〇	四二・〇

山梨県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷身 延線	西八代郡市川三郷町黒沢字石切 一八〇八番の二地先から 西八代郡市川三郷町黒沢字石切 一八九〇番の二地先まで	一〇五・〇	平成二十二年三月十日

山梨県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所

所において、この告示の日から平成二十二年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年三月四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山停車場 大菩薩嶺線	甲州市塩山上萩原字岩桜一五二 九番の一地先から 甲州市塩山上萩原字神戸二一一 八番の一地先まで	五二〇・〇	平成二十二年 三月四日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月四日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十二年二月十九日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人甲斐駒清流懇話会
- 2 代表者の氏名 伊藤好彦
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市武川町三吹四百三十六番地二
- 4 定款に記載された目的

この法人は、北杜市白州、武川地区を流下する尾白川、大武川等で取り組むべき課題について議論し、会員の自主的な活動により、当該地区地域の防災安全性の向

上を図りながら、溪流環境の保全や豊かな自然との共生を推進するために官民一体となつて活動することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年二月二十三日から同年四月二十二日まで

● 土地区画整理組合の設立認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第二項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可した。
平成二十二年三月四日

山梨県知事 横内正明

一 組合の名称

富士吉田市雨坪土地区画整理組合

二 事業施行予定期間

平成二十二年年度から平成二十六年年度まで

三 施行地区

富士吉田市大字小明見字雨坪、字愛地宿、字滝澤、字上手及び字丸の各一部

四 事務所の所在地

富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内

五 設立認可の年月日

平成二十二年三月四日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

富士吉田市役所掲示板に掲示する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第七号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月四日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 職員は、新たに職員給与条例第十五条第三項、学校職員給与条例第十四条第三項及び警察職員給与条例第十六条第三項（以下「職員給与条例第十五条第三項等」という。）に規定する施設を利用し、当該施設の利用に係る料金を支払うこととなつた場合には、当該施設の利用に係る料金を支払うことを証明する書類を添付して、第一項に定める通勤届によりその実情を任命権者に届け出るものとし、当該施設の利用に係る料金の額に変更があつた場合についても、同様とする。これらの場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

第六条第二項第一号中「第十五条第七項、」を「第十五条第八項、」に、「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に、「第十六条第七項」を「第十六条第八項」に、「職員給与条例第十五条第七項等」を「職員給与条例第十五条第八項等」に改める。

第七条の二第二項中「の規定」を、「（以下「職員給与条例第十五条第二項第二号等」という。）の規定」に改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。

（四輪の自動車以外の自動車等の使用及び駐車のための施設の利用に係る通勤手当の月額への準用）

第七条の三 前条第二項の規定は、職員給与条例第十五条第二項第三号、学校職員給与条例第十四条第二項第三号及び警察職員給与条例第十六条第二項第三号（以下「職員給与条例第十五条第二項第三号等」という。）並びに職員給与条例第十五条第三項等の規定による通勤手当の月額について準用する。

第八条第一項第一号中「並びに職員給与条例第十五条第二項第二号、学校職員給与条例第十四条第二項第二号及び警察職員給与条例第十六条第二項第二号」を、「及び職員給

与条例第十五条第二項第二号等」に、「職員給与条例第十五条第二項第三号、学校職員給与条例第十四条第二項第三号及び警察職員給与条例第十六条第二項第三号」を「職員給与条例第十五条第二項第三号等」に改める。

第九条中「第十五条第三項、」を「第十五条第四項、」に、「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に、「職員給与条例第十五条第三項等」を「職員給与条例第十五条第四項等」に改める。

第十条中「職員給与条例第十五条第三項等」を「職員給与条例第十五条第四項等」に改める。

第十一条中「職員給与条例第十五条第三項等」を「職員給与条例第十五条第四項等」に、「第十五条第四項、」を「第十五条第五項、」に、「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に、「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「職員給与条例第十五条第五項等」に改める。

第十二条第二項中「第十五条第三項第一号、」を「第十五条第四項第一号、」に、「第十四条第三項第一号」を「第十四条第四項第一号」に、「第十六条第三項第一号」を「第十六条第四項第一号」に、「職員給与条例第十五条第三項第一号等」を「職員給与条例第十五条第四項第一号等」に改める。

第十三条中「職員給与条例第十五条第四項等」を「職員給与条例第十五条第五項等」に改める。

第十四条中「職員給与条例第十五条第四項等」を「職員給与条例第十五条第五項等」に、「人事交流等により」を「職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から人事交流等により引き続き」に改める。

第十五条中「職員給与条例第十五条第四項等」を「職員給与条例第十五条第五項等」に、「職員給与条例第十五条第三項等」を「職員給与条例第十五条第四項等」に改める。

第十五条の二第四項中「第十五条第五項」を「第十五条第六項」に、「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に、「第十六条第五項」を「第十六条第六項」に改め、同項第二号中「職員給与条例第十五条第三項第一号等」を「職員給与条例第十五条第四項第一号等」に改める。

第十六条第一項中「されるに至つた場合」の下に、「及び職員給与条例第十五条第三項等に規定する施設を利用し、当該施設の利用に係る料金を支払うこととなつた場合」を

加える。

第十七条中「第十五条第六項、」を「第十五条第七項、」に、「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に、「第十六条第六項」を「第十六条第七項」に、「職員給与条例第十五条第六項等」を「職員給与条例第十五条第七項等」に改める。

第十七条の二第一項中「職員給与条例第十五条第七項等」を「職員給与条例第十五条第八項等」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番